

第9章 部門別概念・定義・範囲

本章は、平成17年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を規定したものである。平成17年表の部門分類は、原則として、平成12年表を踏襲しているが、一部に変更が加えられており、それらは、部門ごとに変更内容を記載しているほか、第1部の〔別表2〕として、新旧対照表が示されている。また、本章で言及している日本標準産業分類（JSIC）は、平成14年3月改訂のものである。

部門概念・定義・範囲は、おおむね次のとおり記述している。

〔列・行コード、名称〕

内生部門、最終需要部門、粗付加価値部門については、コード順に、それぞれ概念の大きな列（行）部門ごとに整理して規定している。

（担当府省庁）

当該部門の担当府省庁名を記載している。

（定義・範囲）

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

（品目例示）

当該部門の活動により産出される主な財又はサービスを行部門ごとに例示したものである。

ただし、行部門名から産出される主な財又はサービスが明らかかな場合には例示を省略している。

（平成12年表からの変更点）

平成17年表において、平成12年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

（注意点）

概念・定義・範囲に関する留意点、平成7年表から平成12年表における変更点について記述している。

（対応する ISIC）

当該部門が主に属する国際標準産業分類（第3.1次改定版）のコード及び名称を参考として記述した。

（注）1 基本分類の部門名称欄の★印は、生産活動主体を次のように示す。

★★・・・政府サービス生産者

★・・・対家計民間非営利サービス生産者

無印・・・産業

2 Pは仮設部門を示す。

第1節 内生部門

1 農林水産業

列コード	行コード	部門名称
0111-01		米
	0111-011	米
	0111-012	稲わら

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 米、稲わら

（対応する ISIC） 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0111-02		麦類
	0111-021	小麦(国産)
	0111-022	小麦(輸入)
	0111-023	大麦(国産)
	0111-024	大麦(輸入)

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 0112「米作以外の穀作農業」のうち、麦類の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 小麦、大麦（二条、六条）、裸麦

（対応する ISIC） 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0112-01		いも類
	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） かんしょ、ばれいしょ

（注 意 点） さといも、やまのいも等は列部門「0113-01 野菜（露地）」及び行部門「0113-001 野菜」に含まれる。

(対応する ISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0112-02		豆類
	0112-021	大豆(国産)
	0112-022	大豆(輸入)
	0112-029	その他の豆類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0112「米作以外の穀作農業」のうち、豆類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 大豆(国産)、大豆(輸入)、その他の豆類(えんどう、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類)

(注 意 点) 未成熟の大豆、えんどう、いんげん豆は列部門「0113-01 野菜(露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含まれる。

(対応する ISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0113-01 0113-02	0113-001	野菜 野菜(露地)
		野菜(施設)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち、野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜(施設)の範囲は、「野菜生産出荷統計」の区分に従い、ガラス室(主たる資材としてガラスを用いた恒久的施設)、ハウス(ガラス以外で被覆され、作業者が中に入り得る棟高の施設)及びトンネル(ガラス以外で被覆され、作業者が中に入り得ない高さの被覆栽培)による野菜の生産活動とし、野菜(露地)の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

(品目例示) 果菜類(露地):かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、露地メロン、すいか、なす、トマト、いちご、さやえんどう(未成熟えんどう)、未成熟とうもろこし、えだまめ(未成熟大豆)、さやいんげん(未成熟いんげん)、その他の果菜類

葉茎菜類(露地):キャベツ、はくさい、

その他の漬菜、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、たけのこ、その他の葉茎菜類

根菜類:だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが、その他の根菜類

果菜類(施設):かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、温室メロン、すいか、なす、トマト、いちご

葉茎菜類(施設):レタス、もやし

(平成12年表からの変更点)

平成12年表において「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていたもやしを本部門に統合。

(対応する ISIC) 0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0114-01		果実
	0114-011	かんきつ
	0114-012	りんご
	0114-019	その他の果実

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんきつ:みかん、夏みかん、ネーブルオレンジ、はっさく、伊予柑、その他のかんきつ、かんきつ類の植物成長

りんご:りんご、りんごの植物成長

その他の果実:ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パイナップル、その他の果実、その他の果実の植物成長

主な輸入品:オレンジ、グレープフルーツ、パイナップル、バナナ、レモン、キウイフルーツ

(対応する ISIC) 0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0115-01	0115-011	砂糖原料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0116「工芸農作物農業」のうち、砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) さとうきび、てんさい

(対応する ISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0115-02		飲料用作物
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)
	0115-029	その他の飲料用作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0116「工芸農作物農業」のうち、飲料用作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コーヒー豆(輸入)、カカオ豆(輸入)、茶(生葉)、ホップ、茶の植物成長

(対応する ISIC) 0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0115-09		その他の食用耕種作物
	0115-091	雑穀
	0115-092	油糧作物
	0115-093	食用工芸作物(除別掲)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0112「米作以外の耕作農業」、0116「工芸農作物農業」及び 0119「その他の耕種農業」のうち、他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 雑穀(食用穀物): そば

雑穀(粗粒穀物): えん麦、とうもろこし、あわ、きび、ひえ

雑穀(主な輸入品): とうもろこし、グレーンソルガム、そば

油糧作物: なたね(種実)、ごま、オリーブ

食用工芸作物(除別掲): こんにゃくいも、香辛料作物(輸入)、カッサバ芋(輸入)

(対応する ISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業

0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0116-01	0116-011	飼料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0119「その他の耕種農業」のうち、飼料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 青刈とうもろこし、牧草、ソルゴー

(対応する ISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0115「花き作農業」のうち、球根の生産活動及び 0119「その他の耕種農業」のうち、種苗の生産活動を範囲とする。なお、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

(品目例示) 農産物(畜産物、蚕を除く)の種子、球根、苗木類(山行き苗木を除く)

(注意点) 花き苗は、「0116-03、-031 花き・花木類」に含まれる。

(対応する ISIC) 0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0115「花き作農業」のうち、球根の生産活動を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 切花類、鉢物類、花木(成木)、花段用苗もの類、芝類等

(対応する ISIC) 0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0116-09		その他の非食用耕種作物
	0116-091	葉たばこ
	0116-092	生ゴム(輸入)
	0116-093	綿花(輸入)
	0116-099	その他の非食用耕種作物(除別掲)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0116「工芸農作物農業」及び 0119「その他の耕種農業」のうち、他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(落綿)は「0116-093 綿花(輸入)」を競合部門とする。

(品目例示) 葉たばこ、生ゴム(輸入)、綿花(輸入)、薬用作物(おたね人参、とうき等)、製紙原料作物(こうぞ、みつまた等)、敷物原料作物(い草等)、織物原料作物(麻)、その他の工芸作物(あい)

(対応する ISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業
0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業
0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0121-01		酪農
	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0121「酪農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 生乳、乳子牛(と畜向け、肉用肥育向け)、乳子牛の成長増加、乳廃牛、きゅう肥

(対応する ISIC) 0121 牛、羊、山羊、馬、ろば、らば及びけつてい飼育業;酪農業

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	鶏卵

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0124「養鶏業」のうち、鶏卵の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鶏卵、成鶏(合成鶏換算飼養羽数の増減)、不正常卵、鶏ふん

(対応する ISIC) 0122 その他の畜産農業;他に分類されない動物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0124「養鶏業」のうち、肉鶏の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プロイラー、鶏ふん

(対応する ISIC) 0122 その他の畜産農業;他に分類されない動物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
0121-04	0121-041	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0123「養豚業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 豚(合成豚換算飼養頭数の増減)、きゅう肥

(対応する ISIC) 0122 その他の畜産農業;他に分類されない動物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0122「肉用牛生産業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) と畜向け(合成牛換算飼養頭数の増減)、肥育向け子畜、きゅう肥

(対応する ISIC) 0121 牛、羊、山羊、馬、ろば、らば及びけつてい飼育業;酪農業

列コード	行コード	部門名称
0121-09		その他の畜産
	0121-091	羊毛
	0121-099	その他の畜産

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0125「畜産類似業」、0126「養蚕農業」及び 0129「その他の畜産農業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(毛屑等)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 羊毛、馬(軽種馬を含む)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育及びその毛、毛皮等)、食鳥類(除鶏)、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛玩動物・鳥類、実験用動物(ラット、マウス)、きゅう肥、上繭、その他の養蚕、桑の葉、桑の植物成長

(注意点) 平成12年表において、平成7年表の列・

行部門「0122-01、-011 養蚕」を、「0121-09、-099 その他の畜産」に統合。

(対応する ISIC) 0121 牛、羊、山羊、馬、ろば、らば及び
びけつてい飼育業；酪農業

0122 その他の畜産農業；他に分類され
ない動物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	獣医業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 8041「獣医業」
の活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 8520 獣医業

列コード	行コード	部門名称
0131-02	0131-021	農業サービス(除獣医業)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 013「農業サ
ービス業(園芸サービス業を除く)」の活動
を範囲とする。

(品目例示) カントリーエレベーター、ライスセンタ
ー、稲作共同育苗事業、土地改良区、青果
物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育事
業、種付業、ふ卵業等

(対応する ISIC) 0140 農業及び畜産サービス業(獣医業
を除く)

列コード	行コード	部門名称
0211-01	0211-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0211「育林業」
及び 0241「育林サービス業」の活動を範囲
とする。

(品目例示) 苗木、立木の成長

(注 意 点) ① 造林用苗木は中間生産物であるが、こ
の部門の生産物に含める。

② 日本標準産業分類の細分類 0243「山林
種苗生産サービス業」は、本部門の範囲
とするが、同業に係る費用の受払はすべ
て自部門取引となるので生産額には計
上しない。

(対応する ISIC) 0200 林業、伐採業及び関連サービス業

列コード	行コード	部門名称
0212-01		素材
	0212-011	素材(国産)
	0212-012	素材(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0221「素材生
産業」及び 0242「素材生産サービス業」の
活動を範囲とする。

(品目例示) 丸太(そま角、大割材等を含む)

(対応する ISIC) 0200 林業、伐採業及び関連サービス業

列コード	行コード	部門名称
0213-01	0213-011	特用林産物(含狩猟業)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0113「野菜作
農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち、栽
培きのこの生産活動、0231「製薪炭業」、0239
「その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽
培を含む)」、0249「その他の林業サービス業」
及び 0299「その他の林業」の生産活動を範
囲とする。

(品目例示) きのこ類(まつたけ、しいたけ、えのきた
け等)、種実(くり、くるみ等)、生うるし、
竹材、薪、木炭(黒炭、白炭)、狩猟による
動物原皮

(注 意 点) ① 種実のうち栽培したものは列部門
「0114-01 果実」及び行部門「0114-019
その他の果実」に含まれる。

② 日本標準産業分類の細分類 0249「そ
の他の林業サービス業」は、本部門の範
囲とするが、同業に係る費用の受払はす
べて自部門取引となるので生産額には
計上しない。

(対応する ISIC) 0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業
0150 狩猟業、わなかけ業及び猟鳥・獵
獣増殖業(関連サービス業を含む)
0200 林業、伐採業及び関連サービス業

列コード	行コード	部門名称
0311-01	0311-001	海面漁業(国産)
		沿岸漁業
		沖合漁業
	0311-003	遠洋漁業
	0311-002	海面漁業(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 031「海面漁業」の生産活動を範囲とする。

なお、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業の範囲は、「漁業・養殖業生産統計年報」に合わせ、次のとおりとする。

沿岸漁業：漁船非使用漁業、無動力船及び10ト未満の動力漁船を使用する漁業並びに定置網漁業及び地びき網漁業。

沖合漁業：10ト以上の動力漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業、定置網漁業及び地びき網漁業を除いたもの。

遠洋漁業：遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業等及び捕鯨業

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

(対応する ISIC) 0501 漁業

列コード	行コード	部門名称
0311-04	0311-041	海面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、ほたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

(対応する ISIC) 0502 養殖業

列コード	行コード	部門名称
0312-01	0312-001	内水面漁業・養殖業
0312-02		内水面漁業
		内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 032「内水面漁業」及び 042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 内水面漁業：さけ類、からふとます、さくらます、ひめます、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類、藻類

内水面養殖業：ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、ティラピア、淡水真珠、きんぎょ、錦ごい

(対応する ISIC) 0501 漁業

0502 養殖業

2 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01		金属鉱物
	0611-011	鉄鉱石
	0611-012	非鉄金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 051「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物：銅鉱、鉛・亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

(対応する ISIC) 1200 ウラニウム及びトリウム鉱

1310 鉄鉱業

1320 非鉄金属鉱業(ウラニウム鉱及びトリウム鉱を除く)

列コード	行コード	部門名称
0621-01		窯業原料鉱物
	0621-011	石灰石
	0621-019	その他の窯業原料鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 055「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) その他の窯業原料鉱物：けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン

(対応する ISIC) 1410 石・砂及び粘土採取業

1429 他に分類されないその他の鉱業及び採石業

列コード	行コード	部門名称
0622-01	0622-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 054「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 砂利、砂、かんらん岩(製品)

(対応する ISIC) 1410 石・砂及び粘土採取業